

久納会計FAXニュース

NISAについて

平成25年10月2日



Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

今月のFAXニュースのテーマはNISAについてです。最近、NISA（ニーサ）という言葉をよく耳にするのではないのでしょうか。証券会社のCM等を見ない日は無く、既に証券会社に口座をお持ちの方は、「NISA口座を開設しましょう」という案内が届いているのではないかと思います。

NISAとは

そもそもNISAとは、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置のことをいいます。英国のISA制度を参考にしており、「日本版ISA」と当初は呼ばれていたものです。銀行・証券業界などで公募を行い「NISA」という愛称に決まりました。

譲渡益課税の税率が来年から20%に

NISAの説明の前に、金融証券税制の改正について、ふれておきます。

配当金・株式の譲渡益に対する税率が現在の10%（所得税7%：復興税除く、住民税3%）から、平成26年1月1日より20%（所得税15%：復興税除く、住民税5%）に税率が上がります。ただ、正確には原則に戻るといった方が正しいことになります。元々の税率は20%なのですが、金融市場の活性化等の政策的配慮からここ10年程度、10%に下がっており、20%に戻す時期が延期されていました。

NISAの導入時期についても、税率が20%に上がるのと同様ということになっていたため、延期になっていた経緯もあります。

NISAの概要

では、NISAとは、具体的にどういった制度なのでしょうか。上記の名称説明にもあると

おり「非課税措置」となります。

- ① 利用可能者は、20歳以上の居住者等
- ② 非課税対象は国内上場株式等・公募株式投信の配当・譲渡益（したがって、外国株式、国債などの公社債、公社債投信などは含まれません）
- ③ 非課税投資額は毎年新規投資額で100万円を上限
- ④ 導入時期は平成26年1月から

簡単に言えば、「毎年、購入金額が100万円までの株式等から発生する配当金・譲渡益は非課税になる」という制度です。「100万円」「非課税」という文言を見ると、とても素晴らしい制度だと思われるかもしれませんが、実はそれほど大きな金額の非課税制度ではありません。

元本が100万円ということなので、配当利回りが3%というような優良株式・投信があったとしても配当金3万円×20%=6千円が非課税になるだけです。売却益についてはどうでしょうか。20%程度の値上がりがあったとして、20万円の譲渡益×20%=4万円が非課税となります。

100万円という言葉からはだいぶトーンダウンした印象になるのではないのでしょうか。そもそも、投資枠が毎年100万円ということでは希望銘柄を買えない恐れすらあります。

それでも非課税という制度は有難い話であり、毎年100万円の枠なので5年で最大500万円の元本からなる配当金・譲渡益というとそれなりの額になります。しかし、制度上の問題点としては次のようなものもありますので、十分検討し、開設する金融機関を選んだ上でのご利用が必要かと思えます。

制度上の問題点

- ①既に保有済み株式・投資信託はNISA口座

に移せない。

最初に困るのがこの点だと思われます。現在保有している株式を今後も保有しつつ配当金を非課税にしたいとお考えの場合は、一度売却し、NISA口座で購入する必要があります。売却益が出れば課税されることになり、当然に売買手数料も発生します。

②他の口座との損益通算と3年間の繰越損失ができない

これが一番のデメリットとなります。現状であれば、売却益・配当金と売却損の相殺が可能です。ところが、NISA口座については、一般口座とNISA口座間での相殺はもちろん、NISA口座内での相殺もできません。譲渡益を非課税にしているのだから、譲渡損も使わないという、まことに財務官僚的発想の制度となっているのは残念なことです。

③一人一口座しか作れない

これが、各証券会社が必死になって宣伝やDMを送っている理由です。現時点では一人一口座しか持たず、一定期間は他社への変更は行えません。つまり、証券会社からすれば、最初に口座開設をしたお客様の囲い込みができるわけです。

④金融商品が限定される場合がある

選んだ金融機関によっては、NISA口座内で希望する金融商品の取り扱いがない場合があります。具体的には銀行などで口座開設すると、上場株は取り扱いがありません。株式をNISAで購入しようとする場合は、必ず証券会社で口座開設をする必要があります。

⑤売却した場合は、その枠が無くなってしまいます。

新規投資額で100万円ということなので、70万円を取得したものを売ったとしても、次に購入できる枠としては30万円しかありません。また、100万円の枠を使用しなかった分について翌年に繰越もできません。次の年になれば、また新たに100万円という枠は発生しますが、100万円を超えることはありません。

あくまで、年間100万円の購入枠とお考えください。従って、短期的な売買を繰り返す場合に

は、あつという間に枠を使いきるため不向きです。利回りが比較的高く、値上がり長期で期待できるような銘柄を長期保有することをお勧めします。

NISAよりも大事なこと

NISAについてお伝えしてきましたが、実は、NISAよりも大事なことがあります。それは、冒頭で申し上げた譲渡益の税率が20%に戻ることに関わることです。

来年から税率が上がりますので、含み益がある銘柄については、一度売却するかどうかをご検討いただきたいのです。

例えば、40万円で購入した株式が現在50万円となっており、60万円になったら売ると考えているとします。その銘柄を、今年中に50万円で売って、50万円で買い戻した場合にどうなるでしょうか。

① 今年中に一旦売却し、買い戻し、来年以降に売却する場合

$$(50万-40万) \times 10\% + (60万-50万) \times 20\% = 3万$$

② 継続保有し、来年以降に売却する場合

$$(60万-40万) \times 20\% = 4万$$

この様に含み益のある銘柄については、10%税率(年内)のうち一度売った方が有利となる場合があります。逆に、含み損を抱えている銘柄については20%になってから売った方が20%の売却益と相殺できるため有利に働きます。

平成22年の「みなし取得費廃止」の際にも、同様のことをされた方はイメージがしやすいのではないのでしょうか。取得価額が分からないような銘柄をお持ちの場合も、一度売却し買い戻す方が将来的に有利となる場合があると思います。そして、一旦売却し、買い戻すのであれば、購入時にNISA口座で購入するのか、一般あるいは特定口座で購入するのか、検討することも必要です。来年に控える税率アップを機に、お持ちの金融商品について検討されてはいかがでしょうか。

ご不明な点がございましたら、当事務所担当者までご連絡ください。以上